

株式会社翔葉に認定通知書交付 「えるぼし」「くるみん」ダブルで認定

「女性活躍推進法」に基づく「えるぼし認定」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」の同時認定取得企業ができました。

福岡労働局（局長 野澤 英児）では、「株式会社翔葉」を認定（8月24日付け）し、平成29年9月14日、当局で交付式を実施いたしました。

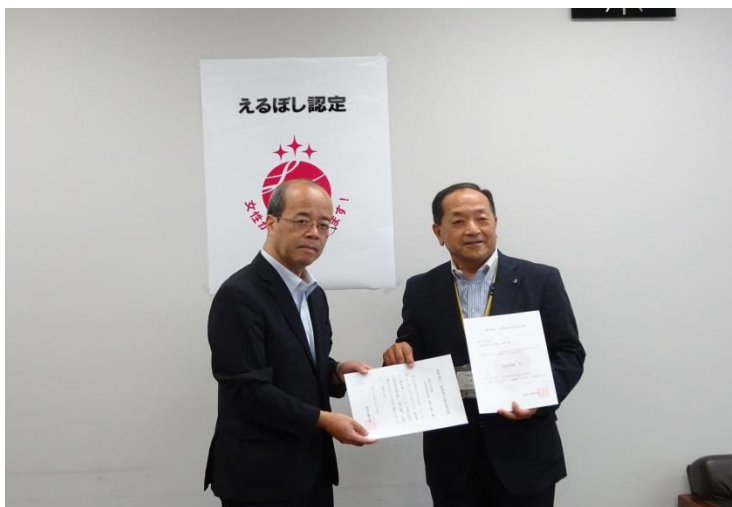
株式会社翔葉の「えるぼし認定」の段階は「2」。



えるぼし認定マーク（2段階目）

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数（5つ全てを満たしている場合は★3つ、3つ又は4つであれば★2つ、2つ以下であれば★1つ）、「える（L）」は、Lady（女性）、Labour（働く、取組む）、Laudable（賞賛に値する）などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。



くるみん認定マーク

※次世代支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」としての認定（くるみん認定）を受けることができます。

認定通知書交付式の様子

（平成29年9月14日）